

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として**申請は不要**ですが、**高校生等**（※1）・**公務員等**（※2）・**新生児**（※3）の方は**申請が必要**です。

- ※1 高校生等とは…平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童のことをいいます。
- ※2 公務員等とは…所属庁から児童手当を受給している方のことをいいます。
- ※3 新生児とは…令和3年12月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童のことをいいます。

1. 対象児童

平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童

※婚姻している児童など、父母等に監護されていない場合は対象外です。

2. 支給対象者

次の①・②の両方を満たす方です。

- ① **上記対象児童を養育している父母等**
- ② **家計の中心者（父母等のうち所得の高い方）の所得が児童手当※の所得制限限度額未満の方**

※児童手当とは…児童1人につき月額1万円または1万5千円の手当のことです。月額5千円の特例給付の方は対象になりません。

3. 給付額

対象児童1人につき、現金10万円を一括支給します。

4. 支給方法・支給時期

- ① 児童手当を受給している方

申請不要で、令和3年10月に児童手当を受給している口座に振り込みます。12月28日に支給いたします。

※拒否をする場合等は、役場教育総務課子育て支援室へご連絡ください（12月22日まで）。
※指定口座を解約・変更等した場合は、役場教育総務課子育て支援室に早急にご連絡いただき、「口座登録等の届出書」を提出してください（12月22日まで）。

- ② **高校生等**（※1）、**公務員等**（※2）、**新生児**（※3）

申請が必要で、飯豊町役場教育総務課子育て支援室へ申請書を提出してください。申請書受理後、指定した口座に順次振り込みを開始します。

※児童手当を受給しており、同居する高校生等がいる世帯は、その児童も含めて支給をいたしますので、高校生等分の申請は不要です。

お問い合わせは

- ・内閣府コールセンター 電話：0120-526-145
- ・飯豊町役場教育総務課子育て支援室 電話：0238-87-0518